

第74回神奈川県屋外広告物審議会議事録

○委員 ●幹事・事務局

●事務局

ただいまから第74回神奈川県屋外広告物審議会を開催させていただきます。本日、進行を努めさせていただきます、都市整備課景観まちづくりグループグループリーダーの関根と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに議事の開催についてご報告いたします。お手元の青いファイルのうち、下から2番目のインデックスのところに「審議会規則」がございますので、ご覧ください。第8条第2項をご覧ください。「審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。」と定められております。

本日は、委員総数18名中、16名の委員の方に出席いただいておりますので、当審議会は成立していることを報告いたします。

審議会の公開については、当審議会の公開及び傍聴に関する取扱要領第2条に、「審議会は公開とする」と定められておりますが、本日は現時点で、傍聴希望がございませんでしたので、併せて報告いたします。

なお、定員の5名までは途中からの傍聴も認められておりますので、傍聴希望者が後からみえた場合は、入室させますのでご了承ください。

また、当審議会の会議記録につきましては、同要領第12条及び13条に基づき、委員の氏名を記載した発言記録とし、後日県のホームページ等で公開することが決定されておりますので、ご了承願います。

それでは、開会にあたりまして、神奈川県県土整備局都市部長の関矢より、あいさつを申し上げます。

●都市部長

皆様こんにちは。都市部長の関矢でございます。

本日は、大変お忙しい中、第74回神奈川県屋外広告物審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回の審議会は、改選後、初めての開催でございます。委員の皆様には、当審議会の委員就任を心よくお引き受けいただきましたこと、また、日頃より、本県の都市行政、特に屋外広告物行政の推進に、ひとかたならぬ、ご理解、ご協力を頂いておりますことに、改めまして、御礼申し上げます。

さて、本日の審議会でございますが、諮問事項が2件、報告事項が1件ございます。

この後、事務局から、詳細な説明をさせていただきますが、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を頂戴いたしますようお願い申し上げます。簡単ではございますか、私からの挨拶に代えさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

●事務局

ここで、本日は、委員が改選されてから、はじめての審議会ですので、ご出席の委員の皆様を紹介させていただきます。

県議会議員、田中徳一郎委員、同じく、すとう天信委員、同じく、市川よし子委員、県教育委員会委員、高橋勝委員、一般社団法人神奈川県商工会議所連合会専務理事、稲垣

良一委員、一般社団法人神奈川県広告美術協会会長、末廣芳和委員、多摩美術大学准教授、湯澤幸子委員、東北芸術工科大学教授、山畑信博委員、武蔵野美術大学教授、高橋晶子委員、弁護士、田中佐知子委員、神奈川県消費者団体連絡会幹事、里見里奈委員、川崎市建設緑政局道路管理部長、板橋茂夫委員、横須賀市都市部長、廣川浄之委員、茅ヶ崎市都市部長、榊原敦委員、南足柄市都市部長、天津稔委員、開成町まちづくり部長、井上新委員。

なお、県議会議員、新堀史明委員、工学院大学名誉教授、倉田直道委員は、本日所用のため欠席のご連絡を頂いております。

続きまして、本日出席しております幹事の紹介をいたします。都市部長の関矢でございます。都市整備課長の竹内でございます。道路管理課長の高山でございますが、所用のため欠席で、代理として副課長の稲垣が出席しています。産業労働局商業流通課長の山口でございますが、所用のため欠席で、代理としてグループリーダーの外山が出席しています。なお、書記は、都市整備課の景観まちづくりグループの今井、由井そして、私、関根です。

次に、「会長の選出及び職務代理者の指名」でございますが、本日は委員が改選されてから、初めての審議会でございますので、まず当審議会規則第2条の規定によりまして、当審議会の会長を互選していただきたいと存じます。ご意見がございましたら、ご発言願います。

○末廣芳和委員

昨年会長をされていた山畑委員に、今回も会長をお願いしてはいかがでしょうか。

●事務局

ただいま、山畑委員に会長をお願いしてはどうかとのご発言がございましたが、いかがでしょうか。

○委員

異議なし

●事務局

ご異議がないようですので、山畑委員に会長をお願いしたいと存じますが、山畑委員いかがでしょうか。

○山畑信博委員

承知しました。

●事務局

ご承諾をいただきましたので、山畑委員に会長をお願いすることといたします。これをもちまして、会長の選出を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

ここで、山畑会長より一言、ごあいさつをいただきたいと存じます。

○山畑信博会長

ただいま、ご指名いただきましたので、会長の職を努めさせていただきます。皆様にご協力をいただきまして、慎重かつ積極的な審議を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●事務局

次に、会長職務代理者についてでございますが、会長職務代理者は、当審議会規則第6条第2項の規定により、会長があらかじめ指名することとなっておりますので、山畑会長、

よろしく申し上げます。

○山畑信博会長

今日は欠席されていますが、私としては、前回も会長職務代理者をお願いしました、倉田委員をお願いしたいと思います。

●事務局

倉田委員は本日欠席ですので、事務局から後ほど倉田委員にご連絡し、会長職務代理者をお願いしたいと思います。以上を持ちまして、会長職務代理者の指名を終了いたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認ください。まず、第74回神奈川県屋外広告物審議会次第、同じく座席表、同じく委員・幹事名簿、諮問文書の写し、第74回神奈川県屋外広告物審議会資料諮問事項1、同じく諮問事項2、同じく報告事項、パンフレット「屋外広告物条例のあらまし」、以上でございます。不足のものがございましたらお申し出ください。

また、お手元の青いファイルには、屋外広告物条例施行規則等が入っております。こちらは必要に応じてご参照いただきたいと思います。なお、こちらにつきましては、次回以降も使用いたしますので、審議会終了後もそのまま机上においていただき、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

神奈川県知事からの諮問書の写しを皆様にお配りしておりますが、諮問書の原本を山畑会長にお渡しいたします。

●都市整備課長

よろしく申し上げます。

●事務局

これより、議事に移るわけですが、当審議会規則第8条の規定により、会長が議長となる定めとなっておりますので、山畑会長に議長を努めていただきたいと思います。山畑会長には議長席にお移りいただきたいと思います。山畑会長、よろしく申し上げます。

○山畑信博会長

それでは、ただいまから議事に入りますが、本日の諮問事項は2件で、報告事項は1件となっております。議事の進め方につきましては、まず、議題について事務局から説明を受け、その後にご意見等を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、諮問事項1「屋外広告物条例施行規則別表第3の改正について」ですが、事務局から説明願います。

●事務局

諮問事項1の説明に入ります前に、今回、改選により新たに委員になられた方が多いため、屋外広告物条例の概要をご説明したいと思います。よろしいでしょうか。

○山畑信博会長

ただいま、事務局より、屋外広告物条例の概要説明の申し出がありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

○委員

異議なし

●事務局

それでは、神奈川県屋外広告物条例の概要について、お手元の「屋外広告物条例のあらまし」のパンフレットにより説明します。

表紙をめくりまして、1ページ目をご覧ください。まず、屋外広告物の定義について、説明します。1ページ下段の、青い四角囲み箇所、「屋外広告物とは」というところをご覧ください。屋外広告物とは、次のアからエの全てを満たすものと定義されています。

ア 常時又は一定の期間継続して、イ 屋外で、ウ 公衆に表示されるものであって、エ 看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの、となっております。

次に、屋外広告物条例を定める趣旨についてです。1ページの上段の文章中、5行目の、カギカッコで囲んだ部分をご覧ください。神奈川県では、「良好な景観の形成」、「風致の維持」、「公衆に対する危害の防止」を図るため、屋外広告物法に基づき条例を制定し、屋外広告物の表示等に関する基準を定めています。次に、条例の適用範囲について、説明します。1ページ中ほどの神奈川県の地図をご覧ください。県の条例の適用範囲は、水色に着色された市町村の区域になります。白抜きになっている市は、独自に屋外広告物条例を定めている自治体となります。

2ページをご覧ください。1許可の基準について説明します。許可の基準は、広告物を表示する地域ごとの基準と、広告物の種類ごとの基準があります。2ページから4ページにかけて記載しているのが、土地利用の状況に応じた地域ごとの許可基準です。5ページに記載しているのが、広告物の種類の状況に応じた許可基準です。

はじめに、土地利用の状況に応じた許可基準について、説明いたします。お手数ですが、2ページにお戻りください。2ページの上段に記載のとおり、屋外広告物の表示をする場合、土地利用の区分等に応じて、自然系許可地域、住居系許可地域、工業系許可地域、沿道系許可地域、商業系許可地域の5つに区分して、許可基準を定めています。例えば、2ページ下段の「自然系許可地域」では、屋上には広告物を設置できないなど、規制が一番、厳しい地域となっております。

3ページ4ページをご覧ください。住居系、工業系、沿道系の順に、表示できる広告物の面積が大きくなるなど、徐々に規制が緩和されており、4ページ下段の商業系許可地域は、5つの許可地域の中で一番、規制が緩い地域となります。

次に、5ページをご覧ください。こちらは広告物の種類に応じた許可基準となっております。電柱及び街灯柱を利用するもの、標識柱を利用するもの、電車、自動車等の外面を利用するもの、広告塔、広告板に類するもの、について許可基準が定められております。こちらは、本日の諮問事項1に関連しておりますので、のちほど詳しく説明します。

次に、6ページをご覧ください。屋外広告物の表示が禁止される、禁止地域と禁止物件についてです。2-1禁止地域は、例えば、⑤の国立公園及び国定公園の特別地域、⑬相模川を除く河川区域、⑭の道路及び鉄道の線路用地並びにこれから展望できる範囲で知事が指定する地域などです。本日の諮問事項2は、この⑭に関連しております。2-2禁止物件ですが、屋外広告物の表示が禁止される物件を定めています。①の橋りょうや、④の信号機などを禁止物件としています。

7ページ、8ページをお開きください。3規制を受けない広告物です。条例では「適用除外」と呼んでいるものです。社会生活を営む上で必要とされる最小限度の広告物は、規制の対象から除外されます。除外の要件は、表に記載のとおり①から⑩までございます。

また、8ページ中段、表の枠外に記載のとおり、黒字に白の丸数字①から⑧までは、許可基準や禁止規定が除外されるほか、許可手続きも不要となります。白地に黒の丸数字⑨と⑩は、許可基準、禁止規定ともに適用されますが、許可手続きが不要となります。

8ページ下段をご覧ください。4 広告景観形成地区制度についてです。これは、地域を定めて、その個性に応じた独自の許可基準を設定する制度ですが、こちらは本日の報告事項として、のちほど説明いたします。

9ページをお開き下さい。屋外広告物の表示に際しての、許可申請手数料と許可期間について、記載されています。許可期間は、更新手続きをして、延長することができます。

10ページをご覧ください。7 掲出者の義務のうち、青い見出しの二つ目「変更及び継続」をご覧ください。3項目ありますが、そのうち3番目に記載のとおり、継続許可申請時には、屋外広告物点検報告書を提出することが義務付けられています。近年、広告物の落下等による事故が、多く発生していることから、県では、平成29年10月から、継続許可手続きの際に、安全点検を行っていただき、報告書の提出を求めることとしました。

以上で、簡単ではございますが、屋外広告物行政についての説明を終わります。

●事務局

それでは、諮問事項1の屋外広告物条例施行規則別表第3の改正について説明いたします。

お手元の青いファイルの赤い付箋のついているページが、別表第3で、広告物の種類ごとの基準を定めているものです。説明は、お手元の諮問事項1と右上に書かれた資料で、行いますので、そちらをご覧ください。

まず、1の規則改正の背景について、ご説明いたします。

神奈川県屋外広告物条例では、広告物の種類に応じた基準を、施行規則の別表第3により定めています。①電柱及び街灯柱を利用するもの、②電車、自動車等の外面を利用するもの（電車又は路線バスの一の電車、自動車等についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるものを除く。）、③電車又は路線バスの外面を利用するもので、一の電車、自動車等についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるもの、④広告塔及び広告板に類するもの、④標識柱を利用するもの、です。

このうち、③の、「電車又は路線バスの外面を利用するもので、一の電車、自動車等についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるもの」については、ラッピングバスなどの広告手法に対応するため、平成14年12月の規則改正において、追加して定めたものです。

その際、規則改正前より定められていた②の、「電車、自動車等の外面を利用するもの」の許可基準の適用を「表示面積の合計が4.2平方メートル」で区分しました。

現在、平成14年改正から、16年以上が経過し、電車、路線バスを活用した広告が多様化するなか、現行の許可基準では、対応が困難となる事案が発生していることから、今回、基準等の見直しを検討することとしました。

また、施行規則別表第3に定める他の広告物についても、併せて見直しを行いました。

次に2の現行規則の課題について説明いたします。

(1) 電車又は路線バスの外面を利用するものについては、バスの後面だけのラッピング広告、あるいは、電車の前面に掲出する、いわゆるヘッドマークによる広告など、部分的な広告の掲出について、現行の基準では表示面積の合計が、4.2平方メートルを超えない場

合、掲出不可となっています。また、電車と路線バス、路線バス以外の自動車の基準が混在しています。

(2) 電柱及び街灯柱を利用するものについては、基準の文章中「原則として」や「なるべく」というあいまいな表現があります。また、添か看板の向きの基準により、電柱の設置場所によって、掲出の可否が決まってしまうます。

(3) 広告塔及び広告板に類するものについては、電柱と同じく、基準の文章中「なるべく」というあいまいな表現があります。

3の規則改正の考え方について説明いたします。

(1) 電車又は路線バスの外面を利用するものについては、「電車の外面を利用するもの」と「路線バスの外面を利用するもの」と「電車、路線バス以外の自動車等の外面を利用するもの」の3区分に見直し、「表示面積の合計が4.2平方メートル」を基準とする区分は廃止します。

裏面をご覧ください。

(2) 電柱及び街灯柱を利用するものについては、基準の文章中の「原則として」や「なるべく」という言葉を含む文章を削除し、運用として、申請時等に指導・協力依頼することとします。また、添か看板の設置の向きの規定を廃止し、車道上空になる場合の下端を地上4.7メートル以上、歩道上空になる場合の下端を地上3メートル以上とします。

次に、(3) 広告塔及び広告板に類するものについては基準の文章中の「なるべく」という言葉を含む文章を削除し、運用として、申請時に指導・協力依頼することとします。

ここまでご説明いたしました。若干わかりにくい部分があるかと思っておりますので、ここで、具体的な事例をスクリーンで、説明させていただきたいと思っております。

まず、バスの広告物について、説明いたします。この写真の例は、先ほど説明した②の区分に該当する広告で、表示面積の合計は4.2平方メートル以下となります。広告は、側面と後部に掲出できますが、前面は掲出禁止となっています。

次に、路線バスのラッピング広告のイメージです。③の区分に該当します。現行の基準では、1両あたり、4.2平方メートルを超える場合に側面と後部に掲出可能です。前面については、従来からあるバス広告と同様に禁止とします。前面が禁止の理由は、バスの停留所で待つ方が、バスの前面の柄を見て、乗りたいバス会社のバスかどうか判断する場合がありますことから禁止としています。また、ラッピングによる広告は、従来からあるバス広告よりも大きく掲出できますが、蛍光素材の使用禁止の規定や、走行禁止区域の指定があり、更に、表示内容もガイドラインにしたがって、自主審査を行っていただいております。

今回改正を検討する理由になった、バスの後部ラッピングについて説明いたします。事業者の方から掲出の要望をいただいておりますが、現行の基準では、後部のみのラッピングだと、4.2平方メートルを超えません。そのため、後部だけにラッピング形式で広告を掲出することができず、4.2平方メートル以上にするために、車体側面に余計な広告物を掲出しなければならないということになります。そこで、4.2平方メートル以上という規定をなくし、後部のみのラッピングが可能となるよう、改正したいと考えています。

次に、電車の広告物についてご説明いたします。こちらは、電車のラッピング広告の例です。先ほどの説明の③の区分に該当します。現行の基準では4.2平方メートルを超え、車体の各面の10分の1の面積まで掲出可能です。

今回改正を検討する理由になった、電車のヘッドマークについて説明いたします。事業者の方から掲出の要望をいただいておりますが、現行の基準では、ヘッドマークだけを掲出する場合、表示面積の合計が4.2平方メートルを超えないことから、先ほど説明した②の基準が適用され、路線バスと同様に、前面の表示ができません。そのため、ヘッドマークを掲出したい場合には、表示面積の合計を4.2平方メートル以上にするために、車体に余計な広告物を掲出しなければならないということになります。そこで、4.2平方メートル以上という規定をなくし、ヘッドマークのみの掲出が可能となるよう、改正したいと考えています。

次に、電柱を利用した添か看板について説明いたします。現行の基準では、先ほど説明した①の区分となり、この写真のように、歩道と車道の区別のある道路の電柱に設置する場合は、添か看板の向きは歩道側に設置することとされています。一方、歩道と車道の区別のない道路の電柱の添か看板は、「原則として」道路の中心線の反対側に向けて設置すると規定されていますが、この写真のように電柱が民地に隣接する場合、添か看板を、規定の原則にしたがって設置すると民地に入ってしまうことから、例外的に道路側に設置することが許可されています。しかし、実際には多くの電柱が沿道の民地に隣接して設置されていることから、「原則として」「なるべく」の文言を含む文章を修正し、添か看板の設置向きの規定をなくす改正をしたいと考えています。

なお、添か看板の設置高さの基準はこれまでどおりで、左の写真のように、歩道の上空に設置する場合、下端は地上から3メートル以上、右の写真のように、車道の上空に設置する場合、下端は地上から4.7メートル以上です。

ここからは、お手元の諮問事項1の資料に戻って説明させていただきます。

諮問事項1の裏面、4の県内独自条例市との調整をご覧ください。県内では、屋外広告物条例について、独自の条例を定めている自治体が10団体ありますが、電車又は路線バスは、独自の条例を持つ複数の自治体にわたり運行される場合もあることから、電車又は路線バスの基準の見直しにあたっては、独自条例を持つ市と意見交換等を行い、県の改正の趣旨について理解を得るとともに、今後とも情報交換など連携を図ることとしました。

5の今回の諮問事項をご覧ください。

今回は、別表第3の改正について諮問します。お手元の新旧対照表、A3縦長の資料ですが、こちらをご参照ください。左が「改正案」、右が「現行」の基準となっております。

「電柱及び街灯柱を利用するもの」の現行の基準をご覧ください。7に「原則として」8に「なるべく」という、表現があります。改正案ではこれらの表現を削り、文章を修正しました。また、現行の基準、6と7に記載の、添か看板の設置の向きの基準をなくしました。

次に、電車、自動車等の基準ですが、現行の基準では、「電車、自動車等の外面を利用するもの（電車又は路線バスの一の電車、自動車についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるものを除く。）」という基準と、「電車又は路線バスの外面を利用するもので、一の電車自動車等についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるもの」の2つの区分になっています。

改正案では、「電車」、「路線バス」、「電車、路線バス以外」の3つの区分にし、合計4.2平方メートルの区分をなくしました。改正案の「電車の外面を利用するもの」の基準をご覧ください。1又は2のいずれかの基準によるものとし、どちらかの基準に適合す

れば掲出可能となります。2がラッピング電車の基準となっています。

次に、「路線バスの外面を利用するもの」も電車の基準と同様に1と2のいずれかの基準によるものとしました。これにより、後部のラッピング広告の掲出が可能となります。

次に、「電車、路線バス以外の自動車等の外面を利用するもの」は、これまでどおり、ラッピングの基準はありません。

2ページ目になりますが、「広告塔・広告板に類するもの」については、現行の基準の1と2の「なるべく」の文言を削除して文章を修正しています。

「標識柱を利用するもの」の基準の改正はありません。

なお、この新旧対照表は未定稿で、現在、庁内の法制部門と表現について、精査しているところです。そのため、実際の施行の際に文章の表し方が異なる場合もございますので、御了承ください。

諮問事項1の資料にお戻りください。

6今後のスケジュールについて説明いたします。本日、屋外広告物審議会で、原案どおり答申をいただきました場合、庁内の調整を経て、2019年中にパブリックコメント募集、来年2月頃に改正規則を公布し、その後、周知を行い、2020年4月1日に改正規則を施行したいと考えております。

以上で、諮問事項1神奈川県屋外広告物条例施行規則別表第3の改正についての説明を終わります。

○山畑信博会長

諮問事項1について、事務局から説明がありました。ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○稲垣良一委員

お聞きしたいのですが、非常に複雑といいますか、細かいご配慮をされていると思うのですが、このような改正をしようとするきっかけですね。たとえば土木事務所なりで許認可をしているときに、非常に判断の困るケースが出てきて、色々な実務的な検討をした中で、このような案が出てきたのか、その経緯はどのような形で課題が出てきて、このような改正に至るような検討がされてきたのか、お聞きしたいのですが。

●都市整備課長

電車やバスの広告については、以前は大きさ4.2平方メートル以下の基準で運用してきました。その後、ラッピングバスに対応するため、現行の基準に改正しました。最近では、バスを全部ぐるりと囲むのではなく、後ろだけラッピングする要望がありますが、今の基準ですと、後ろだけ出したいのに、4.2平方メートルを超えないといけないといった矛盾が生じています。バスの広告を出す方からこの矛盾は何とかならないか、面積は少なくてもいいのに、わざわざ大きくしなくてはいけないことになる。当初ラッピングバスの基準を作った時は、そこまで想定していなかった問題が出てきたのが一つです。

電車についても、ヘッドマークという先頭と後部の車両に出すというのが、最近イベント等を出したいという要望が多いのですが、先ほどと同じように、4.2平方メートル以下なので、電車とバスの基準が混在していて、バスは前面には出せないが、電車にも前面も出せない状況が生じていて、電車はホームで待つので、どのような電車がはいってきても、車体の色がわからなくても、ヘッドマークがついていても、乗り間違えることはない。それは矛盾しているのではないかという話を受けてきました。

○稲垣良一委員

そういう話は、許認可をするところに、業者の方が問題提起されてきたのですか。

●都市整備課長

そういう場合もありますし、我々も広告団体との意見交換をしている場の中で、お話が出ています。

特に、窓口については「なるべく」とか「原則として」という表現が基準にあると、窓口でも扱いに非常に困る、「これはどちらなのか」と問われたときに「なるべくです」では基準にはならないということと、我々の法律を所管するところも、基準であるのにあいまいな表現は、基準としてよろしくないとの意見もあり、合わせて改正させていただければというところですよ。

○稲垣良一委員

大変よく分かりました。ありがとうございました。

○山畑信博会長

他にございますか。

○高橋晶子委員

広告塔及び広告板に類するものの1で、1と2ですが、先ほどのご説明があったときには、「なるべく」というあいまい表記をやめたというお話しでした。それに加えて同一商店街においては云々特定の商品および商店名は云々の部分を同時に削除されていて、これについてはあいまい表記というような判断で削除されたのかどうか、お聞きしたいと思います。

●都市整備課長

これも別表第3、A3縦長裏面のところですが、「同一商店街においてはなるべく位置形状および規模を統一すること」がこれまでの規定だったのですが、「なるべく」という基準があいまいなので位置・形状・規模を基準からは削除しまして、窓口でのお願い、指導というところで、なるべく合わせていただくように、運用を変更しました。同様に特定の商品名・商店名の項目も、同様に運用したいと考えています。

○高橋晶子委員

わかりました。

○山畑信博会長

他にございますか。

○市川よし子委員

改正についての資料4番のところで、県内独自条例市との調整とありますが、私も地元が川崎市なので、このような条例は、川崎市でも実施されていますけれども、路線バスも電車も、自治体をまたいで運行するものですから、この資料の中では意見交換を行い理解を得るといふ文言があるが、どう考えても整合性が取れていないと、ここからここは違うルールとなると行けないですよ、現実問題として、それはありえないことなのかな、そのあたりのことについては、しっかりとご理解をいただいて同一ルールに近い形で、県内でやっていただけるような方向に向かうというように考えてよろしいでしょうか。

●都市整備課長

神奈川県条例と似ているところもあれば、違うところもあります。運用の仕方もそれぞれあります。我々も改正を検討する際に、他の独自条例市の運用にどのような影響があ

るのか、意見交換させてもらっています。

県の条例を変える動機となった後部だけのラッピングバスとか、こういったものについては、他市の条例では、いままでも県と同じような形でできないようなところがあります。規則改正のタイミングはそれぞれの市にありまして、こうしたことも含めて、今後、なるべく規則改正の際に、市域をまたいでも、同じような基準になるようやっつけよう、今後も意見交換していく、あるいは、いろいろな案件・申請が出てきた場合に調整するということを考えています。

○山畑信博会長

他にございますか。

○市川よし子委員

それは理解しました。電車の場合、県内だけでなく、かなり広域に走っているイメージがありますが、混乱が起きるとか、あまり考えなくてよいのでしょうか、大丈夫でしょうか。

●都市整備課長

一例をあげると、小田急線は、東京都と、神奈川県の中でも川崎市の条例、県の条例、そのようなところを貫いている電車ですが、電鉄会社も承知している部分も実はありまして、それぞれの条例がどのような組み立てになっているか、どのような広告物を掲出すればそれぞれに合致するかわかっていると思うのですが、混乱は今のところは生じていない認識です。

○市川よし子委員

わかりました。

○山畑信博会長

他にございますか。

○高橋勝委員

今の市川委員のご発言と近い意見ですが、現在は特に条例を定めている自治体は10団体あって、そちらとの整合性は取れているのですね。現在の条例では、整合性というか矛盾はないのですね。電車はどこへ走ってもお互いルールには従っているのですね。

●都市整備課長

細かい点で違いはあるのですが、両方の条例に合致するような広告であれば、両方をまたげ、行けなくなってしまうということはありません。

○高橋勝委員

条例を改正した場合、他と齟齬が生ずるところがどこかでてくるのですか。この自治体とはうまくいかないとか、心配するのは調整がうまくいかなければ、条例だけ改正されても、実態として運用は動かないのと同じ、この辺りはいかがでしょうか。

●都市整備課長

まず、県が矛盾を排除するようなものを作って、皆さんに投げかけているところです。基準を改正するタイミングは、それぞれ独自条例を持っている自治体もございますので、その中で県の基準に合わせるのか、それぞれ独自の考えを示すのか我々も何とも言えないのですが、同じような要望を広告業界から受けているところは、そのような方向に改正するとか、意見交換を含めてしていきたいと思っております。

○山畑信博会長

よろしいでしょうか。他にございますか。

○すとう天信委員

規則に関して外形的な規則の規定になりますが、広告の内容に関して独自の規定を持っていたり、市町村間で内容に関する規定が異なるケースはあるのでしょうか。

●都市整備課長

原則として、屋外広告物条例で規定しているものは、広告の中身については問わない条例となっています。屋外広告物とは、そもそも店の看板とか表現の自由とか営業の自由に係るものですので、広告の中身については屋外広告物条例で規制するのは難しい作りとなっています。

広告の中身については他法令でいろいろと禁止されており、たとえば景品表示法であったり医療法であったり、それぞれの分野において、出して良いものいけないものの中身があります。

デザインなどは屋外広告物条例ではなく、景観条例を持つ自治体があり、色とかコントラスト、こういったものを地域のエリアの実情に応じて規制を設けています。

屋外広告物の条例では表示の中身についての規定は持っていません。

○すとう天信委員

わかりました。

○山畑信博会長

他にございますか。

ご意見も出尽くしたようですので、採決に移らせていただきます。

審議会規則第8条第3項の定めにより、議事は、出席委員の半数以上の賛成で決することとなっております。本日の諮問事項1「屋外広告物条例施行規則別表第3の改正について」は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

○委員

異議なし

○山畑信博会長

それでは、原案どおり答申することといたします。

次に移らせていただきます。

○山畑信博会長

それでは、本日の諮問事項2「新東名高速道路の開通に伴う禁止地域の指定について」でございますが、事務局から説明願います。

●事務局

諮問事項2についてスライドでご説明いたします。諮問事項2は、新東名高速道路の開通に伴う禁止地域の指定についてです。こちらの4項目について、ご説明いたします。

まず、高速自動車国道等における屋外広告物の規制の現状についてご説明いたします。

県条例では、屋外広告物の表示等を禁止する地域を定めています。道路周辺の良好な景観を維持するため、「道路及び鉄道の線路用地並びにこれから展望できる範囲で、知事が指定する地域」を禁止地域の一つとしております。この知事が指定する地域ですが、「神奈川県屋外広告物条例による地域の指定」として告示されており、その告示のなかで、道路については、①東名高速道路 ②新東名高速道路 ③横浜横須賀道路 ④小田原厚木道路

⑤圏央道以上の5路線の道路と、その両外側500メートル以内を、禁止地域として指定しています。独自に屋外広告物条例を制定している市もあることなどから、県条例により、禁止地域となる道路は、イラストの赤い部分です。ただし、道路の両外側500メートル以内であっても、スクリーン右側にお示ししましたとおり、都市計画法の用途地域が第1種住居地域から工業専用地域までの8つの地域は、禁止地域から除外しています。これは、土地利用として、大きな店舗や事務所、工場などが建てられる地域は、禁止地域から除外しているものです。

また、地形の条件などで除外する地域が定められており、道路の両外側500m以内であっても例えば山の影になっていて道路から直接眺望できない地域は、禁止地域から除外することとしています。この地域で許可申請があった場合は、現地を確認して許可の判断をすることとなります。

また、すべての広告物が禁止されるわけではなく、適用除外として、掲出できるものもあります。例えば、自社の店舗名を掲出する、自家用広告物で、合計面積が5平方メートル以内の場合など、社会生活を営むうえで必要とされる、最小限度の広告物は、規制の対象から除外されます。

次に、新東名高速道路について、説明いたします。新東名高速道路は、東名高速道路とほぼ並行して、神奈川県から愛知県までを結ぶ路線です。県内では、圏央道から静岡県境までの約35キロメートルの区間において、2020年の全線開通を目指して、整備が進められています。このうち、スクリーン右側の黒色で示した海老名南ジャンクションから厚木南インターチェンジの区間は既に開通していることから、禁止地域の告示済みとなっております。

今回、諮問するのは、赤色で示した、厚木南インターチェンジから伊勢原ジャンクション間の、延長約5キロメートル区間で、2019年3月17日に、開通しております。

こちらは、新東名高速道路の周辺の航空写真です。白の線で示した、海老名南ジャンクションから厚木南インターチェンジまでの区間は、既に開通済みで、以前の審議会で諮問し答申を頂いたことから、禁止地域の告示をした区間です。次に赤色で示した区間が、今年の3月17日に開通した区間です。厚木南インターチェンジから東名高速道路と接続する伊勢原ジャンクションまでの延長約5キロメートル区間が開通いたしました。

今回諮問いたしますのは、黄色で囲んだエリアです。次のスライドでこの部分を拡大します。緑の破線を挟んで、右側が厚木市、左側は伊勢原市となります。また、今回、開通した新東名高速道路の区間は、途中で、小田原厚木道路と交差し、東名高速道路に接続しています。小田原厚木道路と東名高速道路は、既に禁止地域の指定の告示済みで、道路の両外側500メートルの範囲が禁止地域となっております。スライドで黄色の線で示しておりますのが、500メートルの範囲です。

そして、今回、オレンジ色の破線で示した、新東名高速道路の両外側500メートルの範囲を、新たに禁止地域とします。新東名高速道路の、両外側500メートルの範囲のうち、既に禁止地域に指定されている地域を、赤色の網掛けで示しています。これは、既存の高速道路の両外側500メートルの範囲に入るため指定済みの地域です。画面の右側の厚木南インターチェンジの周辺は、新東名高速道路の禁止地域として以前の審議会で答申をいただき指定した地域です。また、水色の線は、河川として禁止地域とされているものです。

そして、新東名高速道路の両外側500メートルの範囲で、今回禁止地域として追加する地

域を、緑色の網掛けで示しました。赤色や緑色の網掛けがないところは用途地域が工業地域や商業地域などで禁止地域から除外される地域です。

次に今回の諮問事項をご説明いたします。「屋外広告物条例による地域の指定」への追加についてご説明いたします。開通済みの、新東名高速道路、厚木南インターチェンジから伊勢原ジャンクション間を、知事が指定する地域の対象とする道路に追加したいと考えております。

また、禁止地域とする区域の、既存の広告物については、施行の日から起算して9年間は、経過措置期間として、掲出可能とします。先ほどと同じイメージ図ですが、告示により指定する範囲は、新東名高速道路の両外側500メートルの範囲で、この図ではオレンジ色の点線で示しています。そのうち実際に禁止地域となる地域は緑色で示した地域で、土地利用としては、住宅や田畑の多い地域です。伊勢原ジャンクションの付近に大学病院がありますが、こちらは救急病院に指定されておりますので、救急病院の案内板は公衆の利便に供するものとして、規制の対象から除外されています。

次に、既存の広告物で、今回の禁止区域の追加により、不適格となる物件についてですが、施行の日から起算して9年間は、経過措置期間として、掲出可能とします。本年3月に、現地調査を行ったところ、既存不適格となる自家用広告物で5平方メートルを超える広告物は、厚木市内で1事業所、伊勢原市内で6事業所の合計7件となっております。これらの広告物は、9年間の間に、5平方メートル以内になるように是正していただくか撤去していただくこととなります。また、同じく既存不適格となる、第三者広告は、伊勢原市内に11カ所ありました。こちらも9年間の間に撤去していただくこととなります。

最後に、今後の予定について、ご説明いたします。本日、屋外広告物審議会で、原案のとおりのお答申をいただいた場合、速やかに事務手続きを行い、8月中旬に告示し、その1か月後の9月中旬に施行したいと考えております。また、新東名高速道路の伊勢原ジャンクションより西側の区間については、今後、開通に合わせまして、順次、禁止地域に追加していきたいと考えております。

以上で、諮問事項2の説明を終わります。

○山畑信博会長

ただ今、ご説明のありました諮問事項2についてですけれども、何かご意見等ございましたらご発言をお願いします。

○廣川浄之委員

過去にも告示をされて、順次、場所を指定されていますけれども、教えていただきたいのは、過去に指定したところでの実効性といいますか、違反のまま残っているところはあるのかどうか、そのようなところはなくスムーズにいつているのか、教えていただきたいと思えます。

●都市整備課長

新東名道路の最初に開通した区間のところに、既存不適格は何件かありまして、9年間の経過措置期間があります。広告主なり看板を設置している方に、その件を説明してご理解を得ていますので、既に是正されているのもあれば、まだこれから、9年間の経過措置期間内にやらなくてはならないものもあり、基本的にはご理解をいただいてご協力をしてもらっているケースが多いと思っています。全部をまだ確認しているわけではないですが、状況としてはそういうところです。

○廣川淨之委員

特にトラブルはないでしょうか。

●都市整備課長

今のところ、我々のところにそのようなトラブルというか、どうしてもできないとか、こういった話は今のところないです。

○田中佐知子委員

同種の質問ですが、順次ということで指定を諮問されていることかと思えます。今回は諮問資料に、厚木市では1事業所、伊勢原市では自家用で6、第3者広告11ですが、これまでのところは、同じような数でご協力いただいている、ということでよろしいでしょうか。

●都市整備課長

すいません、正確な数字が、今手元になくて、申し訳ないです。前回、新東名高速の開通した区間を禁止した際も、やはり数件、既存不適格になるものがありまして、広告主に先ほど申し上げたとおり、ご協力お願いしているところでございます。10件はない、3、4件だったという記憶ですけれども、正確な数字がわからなくて申し訳ありません。

○田中佐知子委員

ありがとうございました。順調に向かっているか、そういう趣旨で質問しました。

○山畑信博会長

他にございますか。

私からですけれども、今後、禁止地域指定が想定される所に対して、新たに広告を建てようとしている場合は、当然説明をされていくようなケースがあると思いますが、もう既にあつたのでしょうか。特にないですか。

●都市整備課長

申請なり相談なりということで、具体的に将来禁止区域になりそうなエリアに、高速道路自体できていないので、はっきりしない部分があるのですが、おおむね禁止区域になりそうなところでは、今のところ聞いていません。状況として新東名高速道路はこれからどんどん山の方に入っていきますので、トンネル・橋りょうが多く、既存看板もあまりないところに入っていくのかなと思っています。現在のところ、問い合わせは聞いておりません。

○山畑信博会長

ありがとうございました。

他にありますか。

特に無いようですので、採決に移らせていただきます。

本日の諮問事項2「新東名高速道路の開通に伴う禁止地域の指定について」は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

○委員

異議なし

○山畑信博会長

それでは、原案どおり答申することといたします。

次に移らせていただきます。

○山畑信博会長

それでは、本日の報告事項「大山バイパス周辺広告景観形成地区の指定及び地区基本方針について」でございますが、事務局から説明願います。

●事務局

それでは、「報告事項」について説明いたします。

はじめに資料の確認をお願いいたします。右上に「報告事項」と記載されているクリップ止めされた資料をご覧ください。2枚目に区域図、その次に大山バイパス周辺広告景観形成地区基本方針が3枚、最後に道路の写真を挟んだ「大山バイパス周辺広告景観形成地区の指定」のリーフレットとなります。資料の方はよろしいでしょうか。

はじめに右上に「報告事項」と記載されている資料をご覧ください。報告事項「大山バイパス周辺広告景観形成地区の指定及び地区基本方針について」説明いたします。こちらは、前回の屋外広告物審議会におきまして、諮問をいたしまして、答申をいただいたものです。

説明が前後しますが、資料の下段の3施行の状況をご覧ください。前回の審議会において答申を頂いた後、事務手続きを進めまして、2018年12月27日から2019年1月25日までの30日間パブリックコメントを行いました。その結果、特にご意見がなかったことから、3月1日に地区指定の告示と規則改正の公布を行い、4月1日に施行いたしましたので、ご報告させていただきます。

上に戻りまして、1 広告景観形成地区制度の(1)「制度の概要」についてです。景観形成のために特に必要であると認められる地域について、条例施行規則で定めている許可地域区分や広告物の種類ごとに定められている広告物の大きさや高さ等の許可基準とは別に、その地域独自の許可基準を定めて、「広告景観形成地区」として指定することができます。

次に、(2)の「地区基本方針」についてです。指定にあたっては地区の名称、区域、指定の趣旨及び地区独自の許可基準を定めた「地区基本方針」を定める必要があります。続いて、2「大山バイパス周辺広告景観形成地区」の(1)「指定の趣旨」についてです。ここからは、「大山バイパス周辺広告景観形成地区の指定」のリーフレットで説明させていただきます。リーフレット表紙の写真をご覧ください。中央手前の逆S字状の道路が大山バイパスです。リーフレットをお開き下さい。指定の趣旨です。伊勢原市の大山地区では、かつての「大山詣り」の賑わいと風情が感じられる観光地づくりが進められており、県も「新たな観光の核」の候補地域として認定するなど、国際観光地「大山」の実現を目指しています。平成28年には、「大山詣り」が、日本遺産に認定されるなど、歴史的な魅力や地域の特性が高く評価されています。

こうした中、大山地区へのアクセス道路として整備を進めている県道611号（大山板戸）「大山バイパス」、は現在、大山側の一部区間が供用され、今後、残りの未供用区間や、新東名高速道路の整備により、利用者の増加が見込まれています。

こうしたことから、大山バイパス及びその周辺における良好な景観の維持、及び来訪者の適切な誘導案内を図るため、地域の特性などを踏まえた屋外広告物の規制・誘導を行うものです。

次に、左下の「指定区域図」をご覧ください。「指定区域図」は拡大したものを報告事項の資料にも添付しておりますので、リーフレットの区域図が見つらいようでしたら、そちらをご覧ください。指定区域の上部の破線下側に沿って通っている道路が旧道、区域の中

央付近の道路が、「大山バイパス」となります。リーフレットに挟んでおります道路の写真をご覧ください。1ページが旧道沿道の写真です。旧道沿道は、住宅等が連なっており、道路から直接見通せる範囲が比較的狭いことから、住宅一軒分の奥行きを参考として、旧道の北側30メートルまでの範囲を区域としています。裏の2ページをご覧ください。こちらが、大山バイパス沿道の写真です。「大山バイパス」の沿道は、道路から見通せる範囲が広いことから多くの広告物の掲出が可能であり、広告物の乱立が懸念されるため、道路から見通せる範囲を包含するよう、地形等の状況を考慮して区域を設定しました。

次に「許可基準」について説明します。報告事項の資料にお戻り頂いて、2大山バイパス周辺広告景観形成地区の(3)許可基準をご覧ください。従来の「住居系許可地域」から、一ランク基準の厳しい「自然系許可地域」の許可基準をベースに地域独自の基準を設定しました。主なものをいくつか説明いたします。リーフレットにお戻り頂いて、右側の「当地区の許可基準」をご覧ください。「当地区の許可基準」の一番上の黒丸をご覧ください。広告物の表示面積の合計は27平方メートル以内としました。従来は47平方メートル以内でしたが、基準を厳しくしました。

次に青い線で四角に囲った「建築物を利用するもの」についていくつか説明させていただきます。左上の「屋上広告物」について掲出禁止としました。従来は掲出可能でしたが、こちらも基準を厳しくしました。その下の「壁面利用広告物」ですが1壁面あたり5平方メートル以内としました。従来は10平方メートル以内でしたがこちらも基準を厳しくしました。

ページをおめくりください。「電柱および街灯柱を利用するもの」です。従来は巻付け看板、添か看板ともに掲出可能でしたが、添か看板の掲出を禁止としました。次に、その下の「設置できないもの」です。のぼり旗他、記載のものは、従来は掲出可能でしたが、掲出禁止としました。

最後に今年度4月1日施行後の地区の状況ですが、相談は1件ありましたが、地区内への広告物の申請は現在のところありません。

以上で、報告事項「大山バイパス周辺広告景観形成地区の指定及び地区基本方針について」の説明を終わります。

○山畑信博会長

報告事項について、事務局から説明がありました。ご意見等がございましたら、ご発言願います。

以上で本日の報告事項は終了ですが、その他事務局から何かありますでしょうか。

●都市整備課長

先ほどのご質問で、以前に新東名高速の禁止区域を指定した際の、既存不適格の数がわかりましたので、報告させていただきます。

掲出広告板で禁止になるものが4件ございました。これ以外にも、自家用広告物、自分のお店に出す広告物なのですが、5平方メートル以内であれば禁止区域でも適用除外となりますが、5平方メートルを超えているものが禁止区域の中に7件ありまして、各広告主にお願いして、事情を説明して、是正なり撤去なりをお願いしているところです。以上です。

●事務局

口頭での報告になりますが、2点ございます。

1点目ですが、審議会委員の構成の見直しについてです。

お手元の青いファイルの下から2番目のインデックスのページをご覧ください。屋外広告物審議会規則第1条において、「委員は18人以内で組織し神奈川県議会議員、神奈川県教育委員会委員、関係地方公共団体の職員、商工会議所関係者、広告業者、芸術家、学識経験を有する者及び民主団体代表者のうちから知事が委嘱する。」と定められています。この審議会規則は、昭和24年の屋外広告物条例施行時に決められたもので、現在は、独自条例市が10団体となり、県条例の適用範囲は、その10団体を除く地域となっています。例えば、規則上、商工会議所関係者と規定されておりますが、他の経済団体からの推薦も可能にできるよう、審議会規則の見直しを検討しています。また、その他の枠や人数についても、適切であるか見直しを行うことになりました。今年度に改選し、任期は2年ですので、次回改選までに見直しをする予定でおります。この件に関しましては、来年度の審議会で、改正案についてご報告したいと考えております。

2点目ですが、オリンピック・パラリンピックの関連で、検討中の案件について、報告いたします。

神奈川県では、東京2020オリンピック競技大会・セーリング競技の機運を醸成するため、競技会場となる江の島を中心に、大会エンブレムを用いたフラッグ等を掲出するシティドレッシング、日本語でいうと都市装飾を実施します。スクリーンにデザイン例を表示します。シティドレッシングは主に、選手村分村となる大磯プリンスホテルから鎌倉市稲村ヶ崎までの海岸沿いの区間と、江の島周辺で実施する予定で、現在、実施計画を検討しております。そのうち、県の屋外広告物条例の適用区域は鎌倉市と大磯町の2市町です。屋外広告物条例では、海岸沿いは禁止地域に指定されている区域が多いのですが、県が実施する広報ということで、適用除外の取扱いをしたいと考えております。スライドの画面が変わりまして、掲出のイメージです。具体的にはまだ決まっておりませんが、このようなイメージで、海岸沿いにフラッグ等を掲出する計画です。

審議会への諮問事項ではありませんが、禁止地域や禁止物件に大量に広告物を掲出することになりますので、委員の皆様にご報告させていただきました。なお、詳細が決まりましたら、委員の皆様には、別途文書等でお知らせする予定でおります。以上です。

○山畑信博会長

以上で本日の議事は終了ですが、全体を通して何かご意見等がありましたら、ご発言願います。

よろしいでしょうか。

以上をもちまして本日の審議会を終了いたしたいと思っております。

なお、本日の審議会の会議記録の公開につきましては、当審議会の公開及び傍聴に関する取扱要領第14条に基づき、会長及び職務代理者の倉田委員に一任されておりますので、ご了承願います。その内容については、事前に委員の皆様にご確認いただきますので、ご意見等がある場合は、事務局へ連絡をお願いします。

本日は、議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

●事務局

山畑会長、ありがとうございました。それでは最後に、都市整備課長の竹内よりごあいさつ申し上げます。

●都市整備課長

本日は、長時間にわたり、熱心にご討議いただきありがとうございました。本日、皆様からいただきました貴重なご意見につきましては、今後の屋外広告物行政に役立てて参りたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、引き続きご指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

●事務局

以上をもちまして、第74回神奈川県屋外広告物審議会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。